

## 日米貿易協定等による県内農林水産物（品目ごと）の生産額への影響について

令和 2 年 1 月 1 日に発効した日米貿易協定による県内農林水産物の品目ごとの生産額への影響について、国の試算方法により試算を行った。

### 1 国の試算結果

- (1) 対象は、関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農産物 19 品目、林水産物 14 品目。
- (2) 個別品目ごとに、発効前の国産品および輸入品の価格を出発点として、合意内容の最終年における生産額への影響を算出。
- (3) 内外価格差、品質格差等の観点から、品目別に輸入品と競合する部分と競合しない部分に二分し、以下のとおり価格が低下すると見込む。

#### 【下限値】（生産減少額が最大となる）

- ・競合する部分：関税削減相当分の価格低下
- ・競合しない部分：競合する部分の価格低下率（関税削減相当分÷国産品価格）の 1/2 の価格低下

#### 【上限値】（生産減少額が最小となる）

- ・国内対策により品質向上や高付加価値等を進める効果を勘案し、下限値の 1/2 の価格低下

- (4) 生産量については、国内対策により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されるものと見込む。

### (5) 試算の結果

- ・日米貿易協定の影響：約 600 億円～約 1,100 億円
- ・日米貿易協定と TPP11 を合わせた影響：約 1,200 億円～約 2,000 億円

### 2 県の試算結果

#### (1) 試算の考え方

- ・国の試算方法により、本県の品目ごとの生産量を当てはめて試算した。
- ・対象品目は、農産物については、国対象品目のうち、平成 30 年県内農業産出額 1 億円以上の農産物および牛乳乳製品（※）の 8 品目とした。  
※牛乳乳製品：算出額は少ないが、生乳産出額が 21 億円であることから対象とした。
- ・例えば、牛肉については、県内生産量の約 98%が米国産と競合しない黒毛和種・交雑種であり、豚肉については、約 8 割がプライベートブランドとして販路があるものであるが、これらについても価格低下（牛肉：2～4%、豚肉 0.7%～1.4%）を想定して試算した。

- ・ 林産物は、国対象品目の合板等とした。
- ・ 水産物は、国対象品目に本県水産物はないことから、影響なしとした。

(2) 試算の結果

- ・ 日米貿易協定の影響：約 2.6 億円～約 4.3 億円
- ・ 日米貿易協定と T P P 11 を合わせた影響：約 5.1 億円～約 8.7 億円

・ 品目ごとの生産減少額

品目	生産減少額 (億円) ※1		県内生産額 (億円) ※2
	日米貿易協定	(参考)日米貿易協定 + T P P 11	
米	除外	0	—
小麦	0.77	1.46	10.1
大麦	0.01	0.06	1.0
牛肉	1.72 ～3.44	3.42 ～6.84	80.3
豚肉	0.05 ～0.10	0.09 ～0.17	4.9
牛乳乳製品	0.004～0.008	0.005～0.009	0.12
茶	—	—	9.6
鶏卵	0	0	16.9
農産物 (計)	2.6～4.3	5.0～8.6	
合板等	除外	0.1	—
農林水産物 (計)	2.6～4.3	5.1～8.7	

※1： 生産減少額の「除外」は、交渉で除外を獲得したもの、「—」は、輸入実績がほとんどないもの

※2： 県内生産額は、試算に用いた品目ごとの価格に県内生産量を乗じたもの